



しては、GLの訂正処理は当社の決算処理には反映させず、前連結会計年度の会計処理を踏襲することといたしました。

これらの会計処理及び開示に関して、当連結会計年度の連結財務諸表に対する会計監査人の監査意見は、限定付適正意見となっております。

上記のとおり、当社の財務報告は、過去の決算の訂正含むタイSECの指摘に対して、問題となっている海外連結子会社GLHの特定の融資取引に対するタイSECの指摘の根拠を特定することはできていない状況となっており、当連結会計年度の連結財務諸表に対する会計監査人の監査意見は、限定事項が付されております。このため、GLHの特定の融資取引に関連して、親会社としての海外子会社管理・情報収集管理体制や決算財務プロセスには不備があると評価せざるを得ない状態となっております。

これらの事情を総合的に勘案し、本件につきましては開示すべき重要な不備に該当すると判断致しました。

## 2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までに是正できなかった理由は、GLHの融資取引について、これまで実施している当社グループによる内部調査に加え、ウェッジが実施した外部第三者委員会調査及び、GLHが実施している特別監査においても、GLH融資取引についてタイSECの指摘の根拠を特定できていないこと、及びタイ捜査当局の調査手続き中であり、今以上その情報（源）を入手することが困難である状況が継続していることによるものです。

## 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、特に上記に記載した問題が生じている連結子会社の監査機能の充実、及び当該連結子会社からの情報収集機能を向上させることを目的として、GLにおきましては同社監査委員会の刷新を実施し、加えて当社代表取締役CEOがGLの代表取締役を兼務すること、及び当社財務・総務を担当する取締役がGLの取締役を兼務することで内部監査体制の充実と、シームレスな情報収集体制を前連結事業年度から構築しております。このような体制により、現在進行中の特別監査の進捗、及び結果等の情報収集に加えて、タイ捜査当局等とのやり取り、並びに社内決定に至るまでの過程の情報などもタイムリーに入手することが可能となっておりますので、不備の是正ができるよう、引き続きこの体制を継続し、適正な内部統制を整備・運用していくことに役立てていきたいと考えております。

当社といたしましては、当社グループ全体として有効な内部統制の整備、運用及び評価体制を構築し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

## 4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務諸表への影響につきましては、まだ特定はできていないものの、現時点で考えられる最大限の内容を有価証券報告書に反映させております。引き続き事態の収拾に最善を務めるとともに、ご報告すべき事項が生じた場合には改めてご報告させていただきます。

## 5. 財務諸表の監査報告における監査意見

限定付適正意見となっております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上